

○第39回農薬第二専門調査会（非公開）

日時：令和7年3月26日（水）13：59～16：28

議事概要：

（1）農薬（カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミルのグループ並びにカルベンダジムの許容一日摂取量（ADI）を0.025 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を0.14 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.1 mg/kg 体重、チオファネートメチルのADIを0.08 mg/kg 体重/日、ARfDを0.25 mg/kg 体重、ベノミルのADIを0.029 mg/kg 体重/日、ARfDを0.28 mg/kg 体重と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*いずれも殺菌剤で、チオファネートメチルはみかん、りんご等、ベノミルはもも、キャベツ等に使用します。カルベンダジムは日本国内で農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されており、飼料中の残留基準値設定の要請もされています。今回、チオファネートメチルについて、うめ、ぶどう等への適用拡大申請、ベノミルについて、麦類、かぶ等への適用拡大申請がされています。